

第 19 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 8 月 28 日（木）9：30～10：00

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】(12名)

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	3 番 大 崎 健 太	6 番 原 田 義 一
7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	9 番 豊 田 知 世	10 番 川 神 昌 暢
11 番 河 上 昭 二	14 番 岩 谷 淳 志	18 番 玉 田 一	19 番 南 谷 勇

【農地利用最適化推進委員】(11名)

1 番 河 野 恒 弘	2 番 永 見 繁 廣	4 番 小松原 常 雄	6 番 道 下 文 男
7 番 領 家 悟	10 番 大 谷 数 義	11 番 長 野 昭 三	12 番 高 橋 久美子
14 番 田 村 邦 麿	16 番 野 村 明 治	18 番 串 崎 美 之	

2 欠席委員

【農業委員】高橋伸幸、岡本健治、青葉真、稲田勝志、藤若裕香、三浦寿紀、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】近重邦昭、河西堅、永見昌之、永見孔、橋本安延、河崎健、大森一利、

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本主任主事、河野事務員

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1)開会

(2)報告 農用地利用集積等促進計画について (10 件)

(3)議案 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (4 件)

議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (1 件)

議第 3 号 転用統制外証明願について (非農地証明) (2 件)

議第 4 号 委員の辞任について

5 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、4番 高橋委員、5番 岡本委員、12番 青葉委員、13番 稲田委員、15番 藤若委員、16番 三浦委員、17番 柿元委員、以上7名から欠席の連絡がありました。農業委員の出席は、現在12名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、1番 近重委員、3番 河西委員、5番 永見委員、8番 永見委員、13番 橋本委員、15番 河崎委員、19番 大森委員、以上7名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第19回浜田市農業委員会総会を開催いたします。続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。14番：岩谷委員、18番：玉田委員、よろしくお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。</p> <p>「次第」の1番目「報告」です。報告は、農用地利用集積等促進計画についてです。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	農用地利用集積等促進計画の認可について報告します。促進計画の認可の一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、10件、23筆、38,652㎡」となっております。今回は、「令和7年7月31日」に公告された案件になります。事前質問はありませんでした。事前質問はありませんでした。説明は以上です。
議 長	次に議案に入ります。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請は、4件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局から説明を併せてお願いします。
事務局	「12号」について説明します。場所は、岡見 松原集会所から約140m南の松原東町内です。申請は、畑1筆、合計107㎡です。譲受事由として、空き家バンク制度を利用して家屋を購入することになったが、近くの農地も併せて購入するという案件で、被害防止対策として、周辺農地の利用に及ぼす影響は無いと思われる。万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処する、と申請されています。

所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。

「13号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンターから約200m北北東の内村町本郷中町内です。申請は、田2筆、合計883㎡で、有償での所有権移転で、譲受事由として、非耕作地の当該地を、隣接地を耕作する譲受人が取得し、耕作するという案件です。被害防止対策として、周辺農地の利用者に及ぼす影響は無い。また、毒性、残留性の低い登録農薬や化学肥料を使用する。指定された排水路で廃水を排出する。また、問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持って対処する、と申請されています。

所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。

「14号」について説明します。場所は、今福小学校から約600m西の下来原下長屋町内です。申請は、田、820㎡で、譲受事由として、今後、近隣の家屋を購入予定で、以前は近くにため池があったが、今は機能していないため、野菜を耕作予定という案件です。被害防止対策として、周辺農地の利用者に及ぼす影響は無い。また、毒性、残留性の低い登録農薬や化学肥料を使用する。指定された排水路で廃水を排出する。また、問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持って対処する、と申請されています。

所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。

「15号」について説明します。場所は、大きく2か所あり、1か所は、周布小学校から約700m南南東の周布町1町内の、田4筆、計3,244㎡、もう1か所は、美川小学校から約1,200m西の内田町奥猪伏町内の、畑2筆、計697㎡で、無償による所有権移転で、譲渡理由としては、相続をしたが、県外に居住しており、耕作ができないので、近郊に居住する親戚に贈与するものです。被害防止対策として、周囲に及ぼす影響は無いと思われる。また、農薬の使用方法等、農業を続けていく上で周辺の農地利用者と協力が必要な場合は、その都度話し合いをして、農業経営に取り組む予定である、と申請されています。

所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農

	<p>地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>事前質問として、「12号」について、譲受人は個人ですが、法人でない理由は、との質問ですが、個人として購入予定であるためです。また、空き家バンクで家屋購入とありますが、転売・賃貸が目的かとの質問ですが、家屋については賃貸予定で、耕作は、個人として行う予定とのことでした。</p> <p>事前質問として、「15号」について、内田の2地番は耕作可能かという質問があり、譲受人は耕作できるとのことでした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「12号」につきまして、「8番 皆本委員」をお願いします。</p>
皆本委員	<p>8月12日に事務局、委員で現地を確認しました。写真をご覧くださいますと、もともと譲受人が15年ぐらい前から一昨年まで耕作しておられました。今年は耕作しておられませんが、所有権移転後は耕作されることとなります。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「13号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」をお願いします。</p>
永見委員	<p>8月12日に事務局、委員で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、問題はないかと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「14号」につきまして、「3番 大崎委員」をお願いします。</p>
大崎委員	<p>事務局、委員で現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「15号」につきまして、まず「6番 原田委員 または 道下委員」をお願いします。</p>
道下委員	<p>先般確認をいたしました。先月隣接地を許可しております。譲受人は、50台で若くやる気もあるようでございます。ご家族もいらっしゃいます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて「2番 佐々木委員 または 永見委員」をお願いします。</p>
佐々木委員	<p>写真を見ていただくと耕作されておられませんが、墓の管理もしっかりしておられるようで、やる気もあるようですので、大丈夫だと思います。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第3条の規定による許可申請につい</p>

	て、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	～挙手 全員～
議長	挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第2号 農地法第4条の規定による許可申請は1件です。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>「5号」について説明します。場所は、浜田高校から約1,000m東南東の、後野町8町内です。申請は、田、400㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、当該土地を相続により取得したが、農地法の許可を受けずに、亡義兄が駐車場として整備をしましたとあります。被害防止対策等につきましては、周囲に及ぼす影響はありません。万一被害が生じた場合は、対応いたします、と申請されています。</p> <p>許可の判断は、第2種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断しております。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「5号」につきまして、「10番 川神委員 または 大谷委員」をお願いします。
大谷委員	先日、現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。よろしくお願います。
議長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	～挙手 全員～
議長	挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第4号 転用統制外証明願（非農地証明願）は2件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。
事務局	<p>「17号」について説明します。場所は、本郷生活改善センターから約800m東南東の上本郷町内です。非農地証明の対象農地は、田畑2筆、合計1,035.56㎡で、昭和年月日不詳から耕作放棄、現況原野山林と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「18号」について説明します。場所は、美川小学校から約1,200m西の内田町奥猪伏町内の、畑6筆、計2,738㎡で、昭和年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第2種農地になります。</p>

	<p>現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「17号」につきまして、「14番 岩谷委員 または 田村委員」をお願いします。</p>
岩谷委員	<p>12日に、事務局・委員で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「18号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」をお願いします。</p>
永見委員	<p>事務局の説明がありましたように、家から先に行ったところは、現地は山林状態でした。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認いたします。</p> <p>続きまして、議第4号農業委員の辞任について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員の辞任についてご説明いたします。旭町の稲田勝志委員から、令和7年8月11日付けをもって一身上の都合により辞表が提出されたので、農業委員会等に関する法律第13条の規定により農業委員会のご同意いただきたくご提案させていただきます。</p> <p>稲田委員におかれましては、令和6年3月に農業委員として任命をさせていただいておりましたが、その後、9月に就職され、農業委員として責務を全うすることが難しいということで、辞表の提出があったところであり、今回議案として提出し、辞任の同意を求めるものでございます。なお、今後につきましては、辞任の同意をいただけましたら、残任期間につきまして、改めて公募をする予定としております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。農業委員の辞任について、同意いただける委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>

議 長	挙手、 全員 です。承認いたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 その他、ないようですので、第19回総会を終了します。
-----	---

終了 午前10時00分